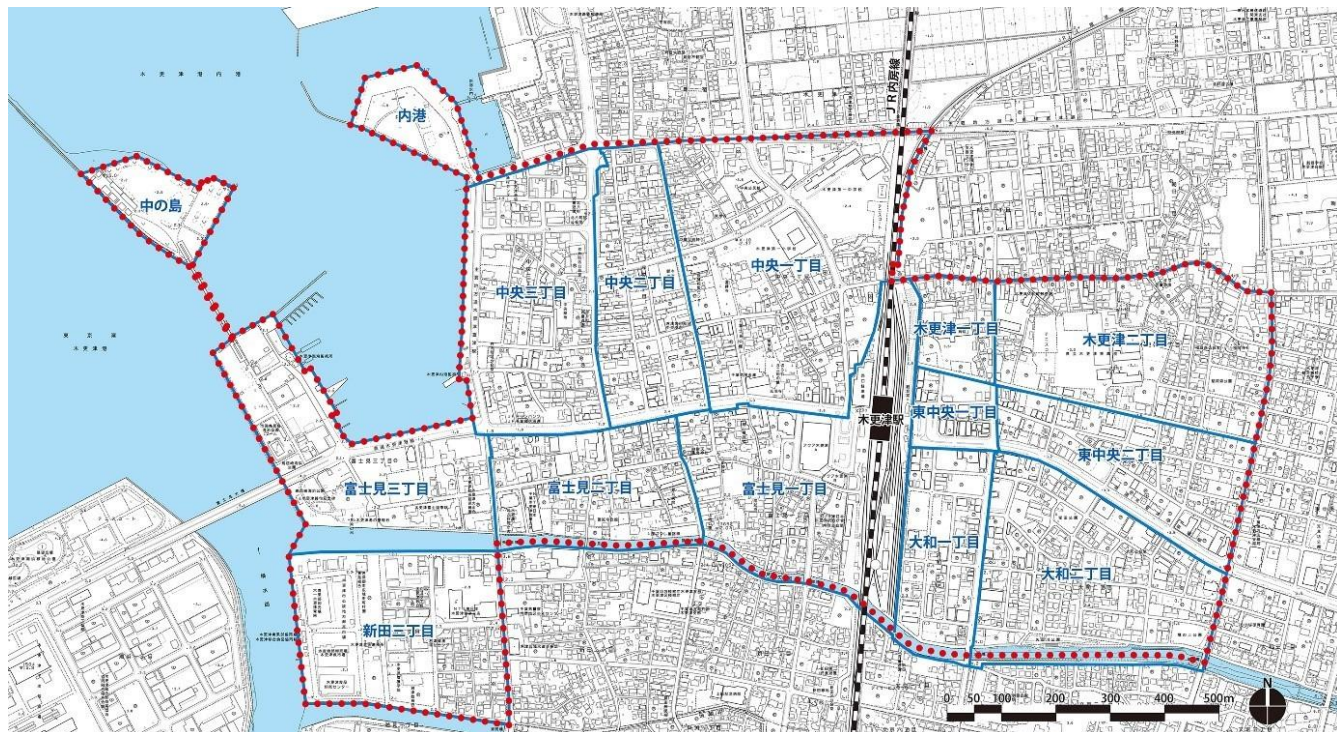


木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱（概要1/2）

< 補助対象区域 >



< 補助対象者 >

民間事業者等（民間事業者、中心市街地整備推進機構等）

< 補助対象事業及び補助対象経費 >

補助対象事業	補助対象経費	
都市機能まちなか立地支援	調査設計計画費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画作成費 ・地盤調査費 ・建築設計費
	土地整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物除却費 ・整地費 ・仮設店舗等設置費 ・補償費等
	まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場整備費 ・施設内通行部分整備費 ・防音・防振工事費 ・電波障害防除設備設置費 ・防災関連施設整備費
	賑わい交流施設整備費	
	供給処理施設整備費、空地整備費等（市街地再開発事業等の採択要件を満たすものに限る。）	
関連空間整備	駐車場の整備費	
	緑化施設等の整備費	

木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱（概要2/2）

<対象施設要件>

1. 木更津市中心市街地活性化基本計画に位置付けられたもの
2. 敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計が1,000㎡以上であること
3. 公益施設※を含むものであること
4. 地階を除く階数が原則として3階以上であること
5. 耐火建築物又は準耐火建築物であること

※社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設

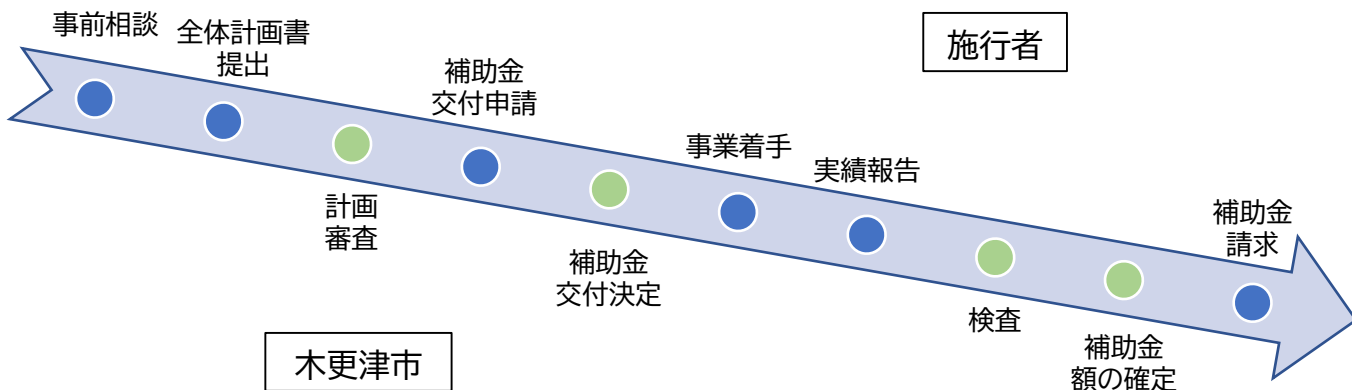
<補助金の限度額>

下記の金額のうちいずれか少ない額となります。

1. 補助対象経費を合計した額に3分の2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
2. 5億円

※予算の範囲内で補助金を交付するため、国庫補助金の交付状況等により要望どおりの補助金が交付されない場合があります。

<事業の流れ>



※事前相談については、事業概要の確認ができるよう、資料をご用意ください。
例：位置や区域、建物の概要が分かる資料等

申請先・問い合わせ先

木更津市役所 都市整備部 市街地整備課

電話：0438-23-8468

FAX：0438-22-4736

メール：shigaichi@city.kisarazu.lg.jp